

# 令和7年度北海道公立大学法人札幌医科大学施設整備等補助金交付要綱

## 第1 趣旨

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「補助事業者」という。）が行う施設整備に係る工事その他の施設設備整備業務に要した経費に対し、本道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進を図ることを目的として、予算の範囲内で、補助事業者に対し北海道公立大学法人札幌医科大学施設整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 補助事業等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

## 第3 補助金の交付申請

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、総務第1号様式（平成25年4月1日付け北海道告示第10329-8号に定める様式をいう。以下「総務第○号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付の上、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（総務第4号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（総務第6号様式）
- (3) 経費の配分調書（総務第7号様式）
- (4) 事業予算書（総務第8号様式）
- (5) 資金収支計画書（総務第19号様式）

## 第4 交付の決定の通知

- 1 知事は、第3の規定により提出された申請書を審査の上、その内容が適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その内容を補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の決定の通知を行うときは、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）の第1号様式の補助指令書により行うものとする。この場合にあっては、当該様式に定める条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (1) 補助対象経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における10パーセントを超えない変更の場合はこの限りでない。
  - (2) 補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該事業の目的に変更を来たさない場合で、その事業費について、20パーセントを超えない変更の場合は、この限りではない。

## 第5 補助事業の変更等

- 1 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、総務第9号様式の補助事業等変更承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、総務第11号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になった場合には、総務第12号様式の補助事業等遅延（不能）報告書に関係書類を添えて知事に提出し、知事の指示を受けるものとする。

## 第6 工事完成届

- 補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完了したときは、交付規則第13条に基づき、速やかに総務第15号様式の補助事業等に係る工事完成届を知事に提出するものとする。
- 知事は、1の規定による工事完成届を受理したときは、当該建設工事について検査を行うものとする。

## 第7 実績報告

- 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付規則第14条の規定に基づき、総務第16号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付の上、知事に提出するものとする。
  - 事業実績書（総務第4号様式）
  - 補助金等精算書（総務第17号様式）
  - 事業精算書（総務第18号様式）
- 補助事業者は、補助事業等実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付決定年度の翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに提出するものとする。

## 第8 補助金の額の確定

知事は、第7の規定により提出された実績報告書の書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

## 第9 補助金の交付

補助金は、第8の補助金の額の確定後に交付するものとする。

## 第10 その他

補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、総務部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から適用する。

## 別表（第2関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
1 空調機等更新工事	補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 機械装置費 (2) 委託費	10／10以内
2 外壁改修等工事	補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 構築物費 (2) 委託費	
3 電力設備等更新工事	補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 機械装置費 (2) 委託費	